

事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1 事業の概要

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が「2類相当」から「5類」へ移行され、「ウィズコロナ」の取組みが本格化し、抑制されていた様々な社会活動・日々の生活がコロナ以前の状態に回復していくことが期待された。

日本経済であるが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う消費活動やインバウンド需要による観光業・小売業の回復、また賃上げの動きもあり、個人消費の回復も大いに期待された。一方で、消費者物価は原油など資源価格の上昇や内外金利差の拡大を背景とした急激な円安などにより、エネルギー・食糧・日用品などの幅広い分野での値上げが進行したこともあり、消費者マインドの回復には至らなかった。

当センター再保証事業の大宗を占める住宅ローンを巡る環境では、令和5年度の新設住宅着工戸数は、持家住宅は前年度比 11.5%減の 220 千戸、分譲住宅は同 9.4%減の 235 千戸となり、総計では前年度比 61 千戸減の 800 千戸となった。この新設住宅着工戸数の減少は、人口減や高齢化などの社会的要因に加え、人件費・建築資材高騰など住宅価格の上昇を主因とした新築住宅の購入を敬遠する動きによるものと考えられる。

J Aバンクにおいては、組合員・利用者の資金ニーズの捕捉による貸出強化や貸出体制の整備などに取り組むとともに、全 J A共通の貸出業務の標準化・システム化に向けた「貸出システム」を令和5年5月から随時導入を開始した。農業信用基金協会および県農協（信用）保証センターにおいても、保証引受基盤の強化のため、J Aバンクの貸出システムと連携した全国統一の「保証審査システム」を、令和5年5月の第一次導入(1 県域)以降、5年度内に計 22 県域で導入し、令和9年2月までに全県域で導入していく計画である。

再保証事業実績では、新規引受額は、7,287 億円（前年度比 557 億円減・同 7.1%減）となり、持家住宅の新設着工戸数の減少を主因として、2期連続での減少となった。再保証残高は、新規引受額が減少したことにより 6 兆 6,623 億円となり、前年度比較では 2,861 億円の増加となったものの、伸び率では前年度の 5.8%増から 4.5%増へ減少した。代位弁済は、平成 21 年度をピークに減少傾向にあったものの、前年度は増加に転じ、令和5年度も同水準の 15 億円となった。求償権残高は、償却が増加したこともあり、前年度比 2 億円減の 67 億円と、リーマン・ショック後の平成 22 年度から 14 年度連続して減少している。

その結果、従来から継続して実施している再保証料引下げ対応により、再保証料率は低下しているものの、再保証残高の増加により再保証料収入は前年度比 1 億円増の 37 億円を確保し、最終的な当期正味財産増減額は、保証責任準備金繰入額の減少などもあり、18 億円と前年度比 3 億円増加した。

期中における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a 令和 6 年度のローン融資要項（統一版）等の見直しについては、住宅着工数（持家＋分譲住宅）の減少等厳しい事業環境が継続するなか、他金融機関等との競争力・商品力強化の観点から、住宅ローンの貸付期間を最長 40 年から 50 年に延長、リフォームローンの貸付金額上限を 1000 万円から 1500 万円に拡大、マイカーローンの貸付期間を最長 10 年から 15 年に延長等、多岐にわたる改正を実施した。
- b 「保証審査システム」の第二次導入（令和 5 年 9 月・9 県域）および第三次導入（令和 6 年 2 月・7 県域）に際し、課題を確認し、関係団体とその解消に努めた。また、導入県域での円滑な稼働に向け、全国農業信用基金協会協議会と連携し、稼働後の幅広い動向・課題の把握に努めた。
- c 全国統一のリスク計量化モデルを導入した県域に対し、ヒアリング等を行い、課題等を把握し、その解消に向けた状況分析等に取り組んだ。併せて、導入県域からの申入れに応じて、要項緩和や PD ランクカットラインの設定等についても、速やかに対応した。
- d ローン融資要項の在り方について、令和 4 年度に決定した取組方向性に基づき、「受付型」チェックシート・融資要項の原案を作成し、農林中央金庫に提案した。加えて、「受付型」導入に向けた保証基準の追加要件の検討等を行った。
- e 令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の被災地域に対する災害資金の再保証対応について、当該県域の協会と十分連携・協議のうえ取り組んだ。
- f 再保証料率については、JA 住宅ローン（100%応援型）にかかる資金別特例措置の適用期限が令和 6 年 3 月末に到来することとなっていたが、当センターの収支動向や住宅ローン市場の競争環境等を総合的に勘案の上、令和 9 年 3 月末まで 3 年間同条件にて継続することとした。
- g 会員からの代位弁済・求償権償却申請時の書類内容確認・ヒアリングや諸会議・研修会等を通じて、求償権の管理強化、代弁未然防止について会員と連携し、継続的な取

り組みを強化した。

(2) 直接保証業務の対応

- a 令和4年3月31日付で新規引受を停止した直接保証業務の完全終了に向けて、残存する4地域の信連・JAの理解を得て、カードローン利用者に対し、代替商品への切替え等について検討依頼を行った。
- b 直接保証求償権案件82件のうち、譲渡可能な69件について、令和6年2月末に系統債権管理回収機構株式会社に譲渡した。

(3) 内部管理態勢の充実・強化

- a 再保証限度額にかかる「基本財産造成ルール」の5ヵ年見直し期限にともない、地区会議等を通じて各県協会と協議を重ね、令和6年度からの5ヵ年ルールを決定した。
- b コンプライアンスマニュアルに基づく職員研修および定期モニタリング、リスク管理基本方針に基づく令和5年度のリスク管理評価を実施した。また、ハラスメント防止規程を制定し、外部のハラスメント相談窓口を設けた。
- c 保証システムについて、管理系機能を拡充するとともに、維持・改善作業を通じてシステムの安定稼働を継続している。
- d 令和8年度の円滑な事務所移転を見据え、スケジュール策定等の具体的な取組みに着手した。併せて、移転業務負荷の軽減等のため、紙文書の削減・電子化に向けたスケジュール策定・業者選定等具体的な取組みにも着手した。

(4) 会員との連携強化

- a WEB会議システムを活用した会員との直接的な意見交換を、引き続き積極的に行ったほか、実務的な打合せを主眼とした会員巡回訪問を、18地域で実施するなど、会員との連携強化に精力的に取り組んだ。
- b 「会員間ノウハウネット（NN51）」については、令和5年度は10件（前年度と同じ）の情報提供を受けた。なお、本制度開始から14年と相応の期間が経過したことも踏まえ、令和5年11月に会員にアンケートを実施し、運営内容の見直しを行った。

(5) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の令和4年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取り組みを継続検討した。

2 主な処理事項

年月日	処 理 事 項
令和 5 年	
4. 1	令和 5 年度第 1 回理事会（理事会決議事項の書面による決議） 理事会の決議があったものとみなされた日：令和 5 年 4 月 1 日 〔議案〕 ・第 1 号議案：代表理事常務の選定について
4. 3	会計監査人監査
5. 9	会計監査人監査
5.15 ～16	会計監査人監査
5.22	会計監査人監査
5.24	監事監査
6. 5	令和 5 年度第 2 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案：令和 4 年度の求償権償却について ・第 2 号議案：求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第 3 号議案：準備金の基本財産への繰入(令和 5 年度の基本財産造成)について ・第 4 号議案：令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第 5 号議案：令和 4 年度公益目的支出計画実施報告書について ・第 6 号議案：第 11 回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第 7 号議案：役員改選にかかる役員候補者名簿の作成について ・第 8 号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について ・第 9 号議案：会計監査人に対する令和 5 年度会計の監査報酬について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
6. 5	令和 5 年度第 1 回役員会 〔議案〕 ・第 1 号議案：学経理事候補者の推薦について
6.12	令和 5 年度第 1 回全国常務者会議 ・令和 4 年度業務報告書について ・令和 4 年度公益目的支出計画実施報告書について ・令和 5 年度の基本財産造成について
6.27	第 11 回定時総会（後記 3 を参照）

年月日	処 理 事 項
6. 27	令和 5 年度第 3 回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和 5 年 6 月 27 日 〔議案〕 ・第 1 号議案：代表理事の選任について ・第 2 号議案：令和 5 年度第 1 回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第 3 号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第 4 号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について
6. 30	会計監査人監査
7. 27	会計監査人監査
8. 17	会計監査人監査
8. 25	令和 5 年度第 1 回臨時総会（後記 3 を参照）
8. 25	令和 5 年度第 4 回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和 5 年 8 月 25 日 〔議案〕 ・第 1 号議案：代表理事理事長の選定について
9. 8	第 46 回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
9. 22	会計監査人監査
10. 26	会計監査人監査
11. 17	会計監査人監査
12. 4	第 47 回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
12. 5	令和 5 年度第 5 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案：1 号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について ・第 2 号議案：再保証要項の一部改正について ・第 3 号議案：諸規定等の一部改正について ・第 4 号議案：「ハラスメント防止規程」の制定について ・第 5 号議案：直接保証求償権の譲渡について 〔報告事項〕 ・令和 5 年度上半期の業務実績概要 ・住宅ローンの不正利用による不動産投資事案について ・代表理事の職務執行状況について
12. 20	会計監査人監査
12. 21	農業信用基金協会常勤役職員会議 ・令和 6 年度予算等について ・農業信用保証保険制度をめぐる諸情勢について ・農業信用保証保険事業の運営について ・再保証事業の運営について

年月日	処 理 事 項
令和 6 年	
1. 24	会計監査人監査
2. 19	会計監査人監査
2. 21	令和 5 年度第 6 回理事会 〔議案〕 ・第 1 号議案 : 令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)事業計画および収支予算について ・第 2 号議案 : 令和 5 年度第 2 回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第 3 号議案 : 「再保証要綱」の一部改正について ・第 4 号議案 : 基本財産造成ルールについて 〔報告事項〕 ・令和 5 年度事業実績見込みについて ・「再保証要綱取扱特例（内規）」の適用案件について ・直接保証事業の保証引受終了に向けた対応について ・新事業所移転について
3. 4	第 48 回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
3. 8	令和 5 年度第 2 回全国常務者会議 ・令和 5 年度事業実績見込みについて ・令和 6 年度事業計画及び収支計画(案)について ・基本財産造成ルールについて
3. 14	令和 5 年度第 2 回臨時総会（後記 3 を参照）
3. 14	令和 5 年度第 7 回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和 6 年 3 月 27 日 〔議案〕 ・第 1 号議案：令和 6 年度の理事報酬について

3 総会

(1) 第11回定時総会（令和5年6月27日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第2号議案：役員改選について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・令和4年度公益目的支出計画実施報告書について 以上、意見・質問なし。			

(2) 令和5年度 第1回臨時総会(令和5年8月25日開催)

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：役員の補欠選任について ・第2号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

(3) 令和5年度 第2回臨時総会（令和6年3月14日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	－会員 －会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金
農業信用基金協会	4 7	3,387,550	—	82,740	4 7	3,470,290
農協(信用)保証センター	4	996,200	—	—	4	996,200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 2 (3 2) (3)	1,681,530 (1,658,850) (22,680)	— (—) (—)	— (1,480) (—)	3 2 (3 2) (3)	1,683,010 (1,660,330) (22,680)
農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 (3) (1)	85,060 (80,340) (4,720)	— (—) (—)	— (—) (—)	3 (3) (1)	85,060 (80,340) (4,720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)	— (—) (—)	— (—) (—)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)
計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	8 7 (8 7) (5)	11,150,340 (10,922,940) (227,400)	— (—) (—)	84,220 (84,220) (—)	8 7 (8 7) (5)	11,234,560 (11,007,160) (227,400)

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した12県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	8 (0)	13 (1)	11 (0)	10 (1)
監事(うち常勤)	2 (0)	3 (—)	3 (—)	2 (0)
計	10 (0)	16 (0)	14 (1)	12 (1)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	11	1	3	9
女子職員	3	1	—	4
計	14	2	3	13

(注) 嘱託員及び出向者を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	356,114	6,093,074	22,493	641,841	368,500	364,100	6,366,416
教育資金(2号資金)	21,547	23,682	3,577	6,029	4,595	22,028	25,116
生活資金(3号資金)	298,587	247,178	38,213	80,732	67,735	293,085	260,175
事業資金(4号資金)	654	12,275	11	118	1,759	607	10,634
合 計	676,902	6,376,209	64,294	728,721	442,589	679,820	6,662,341

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	63	28	—	—	6	48	22

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	1,508	6,013	161	1,410	11,379	1,064	149	540	1,430	5,819
教育資金(2号資金)	148	48	14	3	891	3	13	5	138	43
生活資金(3号資金)	2,868	774	369	137	17,210	66	316	109	2,672	736
事業資金(4号資金)	13	116	—	—	97	2	—	—	12	114
合 計	4,537	6,951	544	1,550	29,577	1,135	478	654	4,252	6,712

- (注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。
事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。
2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。
3 回収件数は一部回収を含む件数である。
4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	21	12,641	—	—	1	22	20	12,124	1	495

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,150,340	84,220	—	11,234,560
(うち再保証事業用)	(10,922,940)	(84,220)	(—)	(11,007,160)
(うち直接保証事業用)	(227,400)	(—)	(—)	(227,400)
繰 入 金	19,800,000	1,770,000	—	21,570,000
(うち再保証事業用)	(19,800,000)	(1,770,000)	(—)	(21,570,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	30,950,340	1,854,220	—	32,804,560
(うち再保証事業用)	(30,722,940)	(1,854,220)	(—)	(32,577,160)
(うち直接保証事業用)	(227,400)	(—)	(—)	(227,400)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	11,007,160	227,400	11,234,560
繰 入 金	21,570,000	—	21,570,000
準 備 金	13,331,970	30,754	13,362,724
合 計	45,909,130	258,154	46,167,284

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的に実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会へ出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。